「学びのポイントラリー」の新しい試み

「作文対象プログラム」と「プチエコ」

地域の学び推進機構は、つねに新しい試みを模索しています。 「学びのポイントラリー」の中で、こんなこともやっています。

「作文対象プログラム」の新設

2010年4月からは、「作文対象プログラム」という制度を新設しました。 これは、そのプログラムに参加するだけではポイントになりません。参加者が本 部に作文(参加体験記)を提出することによって、本部からポイントシールを郵 送しますので、各自がポイントカードに貼ってください。

たとえば、世界遺産のような文化施設、あるいは美術館、博物館、科学館、自然公園などを積極的に訪問、見学して、その体験を作文にすることを促すものです。すでに、奈良の東大寺がこの制度の第1号として登録されています。

今後も、子ども達に訪問、見学を促したい文化施設、地域活動等があれば、 機構本部宛にご推薦ください。

注)通常の登録プログラムについての「作文ポイント」は、参加するポイントと 作文のポイントの両方がつきます。

地域教育における「プチエコ・プログラム」の推奨

世界的な温暖化への危機感から、二酸化炭素削減の行動をはじめとして、多様な環境配慮行動の必要性が一層高まっています。これまでも、環境団体を中心として多くの環境学習の場が地域で展開されてきましたが、さらに広く、意識啓発と具体的行動への呼びかけが必要です。

そこで、スポーツや文化活動などの通常のプログラムの中にも、環境配慮への学習を少し加味したプログラムを「プチエコ・プログラム」として推奨することにしました。地域の学び推進機構では、2010年3月20日東京大学で行った「第2回 地域教育応援セミナー」のテーマとして、プチエコをとりあげました。「学びのポイントラリー」のプログラムでの取り組みや、子どもへの調査結果を紹介し、今後の展開を考えていきます。

プログラム数の推移

地域•年度別集計

地域年度	東京都文京区	東京都江東区	東京都台東区	東京都 渋谷区	奈良県 奈良市	岡山県美咲町	岡山県井原市	岡山県 矢掛町	京都府 相楽東部 連合	大阪府 貝塚市	全地域共通
2004	18	21									
2005	61	21	21								
2006	61	32	45	32							
2007	90	13	35	58	5	22					11
2008	54	11	35	62	14	22	63				14
2009	51	13	24	64	30	13	64	31	40		20
2010	72	22	37	59	30	15	66	92	68		43
2011	65	16	27	60	29	40	70	112	77		24
2012	91	18	19	53	46	42	75	116	58		5
2013	88	10	25	20	47	41	75	141	71	78	18
2014	84	17	25	40	33	60	75	146	66	114	20
2015	89	11	22		43	54	98	139	56	101	18

■ 注

- ① プログラム数とは、同じタイトルのもとで実施されているプログラムのことです。同じ団体がいくつかのプログラムを実施していることもあります。また、シリーズで行っている場合、1つのプログラムでも複数回の実施になることがありますが、プログラム数のカウントは1になります。
- ② いろいろな地域から参加できるプログラムを、2007年度からは「全地域共通プログラム」として扱うことにしました。そのため、それぞれの地域ではカウントしないようになりました。

認定証の発行状況

地域•年度別集計

地域年度	東京都文京区	東京都江東区	東京都台東区	東京都 渋谷区	奈良県奈良市	岡山県美咲町	岡山県井原市	岡山県矢掛町	京都府 相楽東部 連合	大阪府貝塚市	合計
2005	小3	小6									小9
2006	小7 中2	小28	小2 中1								小37 中3
2007	小12	小24				小1					小37
2008	小11 中2	小19		小6	小1	小27 中11		小1			小65 中13
2009	小10	小23 中1	小1 中1	小5	/J\4	小22 中15	小1				小66 中17
2010	小6	小16	小2 中2	小3	小6	小28 中4	小1 中2	小3	小4		小69 中8
2011	小6	小25		小10	小8	小12 中2		小32 中1			小93 中3
2012	/J\4	小27	小1	小13	小14	小24 中2	小1	小65 中2			小149 中4
2013	小7	小14		小1	小36	小40 中4	小8 中3	小49 中2	小2		小157 中9
2014	小8	小20	小2	小2	小11	小48 中1	小3	小57 中1	小1		小152 中2
2015	小7	小17			小20	小150 中15	小2	小28		小8	小232 中15

■ 注

- ① 認定証は、40ポイントごとに申請することができます。1人で何枚でも認定証をとることができます。
- ② 従来、小学校4年生以下を「ジュニア参加」として扱っていましたが、現在はその区別を廃止し、小学生は一括して認定証を発行しています。今回の集計では、かつてのジュニア参加も小学生としていっしょにカウントしています。

「地域の学び推進機構」のホームページ

サイトのご紹介

地域の学び推進機構は、ホームページ と Facebook で情報を公開しています。

ホームページURL

http://www.chiiki-manabi.org/



機構サイトでは地域のプログラム実施 状況など、認定証の申請に必要な情報 を掲載。

活動報告もありますので、プログラム 作成の参考にもしていただけます。



https://www.facebook.com/PointRally/

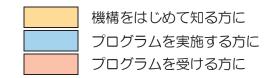
地域の学び推進機構

フェイスブック

平成27年度 学びのポイントラリー 文京区プログラム Oポイントをためて ↓↓↓ 詳細はこちらでご覧いただけます。↓↓↓ 実施日 時間 開催場所 ポイント みんな集まれ!! こどもの広場 (5001~5007) 自治体・市民団体・NPO・民間企業・大学などが、子供のために優良な教育プログラムを紹介・実施しています。 学びのポイントラリー制度を取り入れ、活動参加を促し、地域教育を活性化するためのツールになるように普及実現を目指しています。 申込&問合せ先 NPO法人 環境ネットワーク・文京 10:00-12:30 小石川植物園 文化 2 文化 2 12/6(日) 10:00-12:30 野公園不忍治周辺 多摩川河口川崎市小島新田 文化 3 育の森・占春園 10:00-12:30 文化 2 8/2(日) 堀公園

地域プログラムの表示例

サイトマップ



メニューバー	プルダウン・メニュー	内 容					
	地域の学び推進機構とは	機構の趣旨・目的					
	組織・役員	現在の組織、役員の一覧					
地域の学び推進機構	会則・細則	会則•細則					
	入会・会費納入手続き	機構の会員になるときの手続き					
	お知らせ	最新および、これまでのお知らせ一覧					
		「学びのポイントラリー」とは					
	学びのポイントラリーとは	「学びのポイントラリー」のしくみ					
		プログラムの4分野種類とポイント数					
		作文ポイント・ボランティアポイント					
		ポイントの取得と認定証					
		参加している地域					
		講演・協賛団体					
		動画での活動紹介					
		教科学習に関するプログラム (緑スタンプ)					
	プログラムの活動例	文化・スポーツに関するプログラム					
₩7×~+° />, =		「一日民主心・社会多加に関するプログラム(青スタンプ)					
学びのポイントラリー 		職業理解に関するプログラム (黒スタンプ)					
	認定証申請手続き	認定証申請書の書き方					
		参加記録の書き方					
	40ポイントたまった	送り方					
	ときの認定証申請方法	送り先・お問い合わせ先					
		プログラム認定・登録の基準					
	実施団体登録	プログラム認定・登録の手続き					
		「学びのポイントラリー」を新たに導入するとき					
		年度別小中学生向けプログラム(共通・地域別)					
	プログラム一覧	高校生向けプログラム					
		作文対象プログラム					
		活動報告					
	活動レポート	認定証発行数					
	ロ刧レハー	子どもたちの作文					
成果•資料		保護者からの手紙					
		認定証申請に必要なポイントシート					
	各種ダウンロード	プログラムや団体登録に必要な申請書類					
		広報用パンフレット					
関連サイト	プログラム実施団体リンク	他					

補足資料:機構の規約

機構の規約(会則、細則)は以下のとおりです。

会則 (2004年5月15日制定、2005年5月14日改定)

運営委員会運営細則 (2004年5月15日制定、2005年5月14日改定)

広報委員会運営細則 (2004年5月15日制定、2005年5月14日改定)

会費細則 (2004年5月15日制定、2014年5月16日改定)

会則 (2004年5月15日制定、2005年5月14日改定)

(名称)

第1条 本会は、「地域の学び推進機構」(以下「機構」といいます)と称します。

(目的)

第2条 機構は、子どもたちを対象とした地域教育プログラムの活性化と有効活用をはかり、地域の学びの推進に寄与することを目的とします。

(活動)

第3条 機構は、前条の目的を達成するため、次の活動を行います。

- (1)「学びのポイントラリー」制度(以下「制度」といいます)の普及・発展のため、制度の検討、 制度の構築並びに制度の広報をはかる活動
- (2)制度の円滑な運営のため、自治体並びにプログラム提供団体との連絡、助言並びに支援をはかる活動
- (3) その他、子どもの健全育成をめざし、社会教育並びに学校教育と連携し、学術・文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、地域安全並びにまちづくりの推進をはかる活動

(会員)

第4条 機構は、機構の目的および活動に賛同し、機構の会員として登録された、次の3種類の会員で構成します。

- (1) 個人会員(議決権をもち、機構の運営および活動を行う個人)
- (2) 学生会員(議決権をもたない、機構の運営および活動を行う学生)
- (3) 賛助会員(機構の趣旨に賛同し、資金援助を行う個人または団体)
- 2 入会は、所定の入会申し込み用紙に必要事項を記入し、年会費を添えて事務局に提出すれば会員になれます。
- 3 会員は、次のいずれかにより会員資格を失います。
- (1) 退会を申しでたとき
- (2) 1年以上会費を滞納し、継続の意思が確認できないとき

(役員)

第5条 機構に次の役員をおきます。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名
- (3) 幹事 10名以上20名以下
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局長補佐 1名
- (6) 会計 2名
- (7) 会計監査 2名
- 2 会長は、幹事の互選により選出します。
- 3 副会長は、会長が幹事のなかから選出します。
- 4 幹事は、個人会員の推薦により総会で選出します。
- 5 事務局長は、会長が幹事のなかから選出します。
- 6 事務局長補佐は、会長が幹事のなかから選出します。
- 7 会計は、幹事の互選により選出します。
- 8 会計監査は、幹事を除く個人会員のなかから総会で選出します。
- 9 会計監査は他の役職を、会長、副会長、事務局長並びに事務局長補佐は会計を兼ねることができません。

(職務)

第6条 役員の職務は次のとおりとします。

- (1)会長は、機構を代表し、会務を統括します。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行します。
- (3) 幹事は、機構の運営の中心となり、率先して機構の活動を実践します。
- (4) 事務局長は、機構の事務局を代表し、事務を統括します。
- (5) 事務局長補佐は、率先して事務局長を補佐します。
- (6) 会計は、機構の会計を掌り、予算並びに決算書の作成および金銭の出納を行います。
- (7)会計監査は、機構の会計を監査します。

(任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任は妨げません。

- 2 役員は、任期満了後も後任者の選任があるまでのあいだ、その職務を行います。
- 3 欠員または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とします。

(会議)

第8条 会議は、総会と幹事会とします。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は1年に1回、臨時総会は必要に応じて開催します。
- 3 幹事会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて開催します。

(所掌事項)

- 第9条 総会は、議決機関として次の事項を議決します。
- (1)会則の制定、改廃に関すること
- (2) 会費の制定、改定に関すること
- (3)役員の選任、改選、解任に関すること
- (4)活動計画並びに予算の承認に関すること
- (5)活動報告並びに決算の認定に関すること
- (6) その他、機構の運営にかかる重要な事項に関すること
- 2 幹事会は、執行機関として次の事項を議決し、執行します。
- (1)活動計画の策定
- (2) 予算の編成
- (3)活動の実施
- (4)活動報告書の作成
- (5) 会員の登録並びに顕彰
- (6)機構ホームページの運営
- (7) 会報の作成
- (8) その他、機構の運営にかかる事項に関すること

(招集)

第10条 総会並びに幹事会は、会長が招集します。

(議長)

- 第11条 総会の議長は、出席個人会員のなかから選出します。
- 2 幹事会の議長は、会長または副会長が務めます。

(決議)

- 第12条 総会の議事は、出席個人会員の過半数の賛成で議決します。
- 2 幹事会の議事は、出席幹事の過半数の賛成で議決します。

(委員会)

- 第13条 機構は、その目的を達成するため、必要に応じて委員会を設置することができます。
- 2 委員会の設置は、幹事会の議決を必要とします。
- 3 委員会の運営に関する細則は、必要に応じて別に定めます。

(支部)

- 第14条 機構は、その目的を達成するため、必要に応じて地域に支部を設置することができます。
- 2 支部の設置は、幹事会の議決を必要とします。
- 3 支部の運営に関する細則は、必要に応じて別に定めます。

(会計)

- 第15条 機構の経費は、会費、活動収入、寄付金、助成金、その他の収入で支出します。
- 2 会費は総会で議決し、会費細則を別に定めます。
- 3 機構の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わります。

(事務局)

第16条 機構の事務局は、東京都文京区本郷7-3-1東京大学大学院教育学研究科市川研究室におきます。

(委任)

第17条 幹事会は、会則の定めのないもので、軽易なもの並びに詳細などを別に定めることができます。

2 幹事会は、前項の規定により詳細などを定めたときは、次の総会に報告し、承認を得ます。 (解散)

第18条 機構は、当初の目的を達成し、存続の必要がなくなったとき、幹事会の議を経て、総会の議決により解散することができます。

2 総会の解散議事は、出席個人会員の3分の2以上の賛成で議決します。

附則

この会則は、2004年5月15日から施行します。

2 この会則は、2005年5月14日に改定し、翌日から施行します。

運営委員会運営細則 (2004年5月15日制定、2005年5月14日改定)

(名称)

1 本委員会は、「運営委員会」(以下「委員会」といいます)と称します。

(目的)

2 委員会は、「地域の学び推進機構」(以下「機構」といいます)が運営する「学びのポイントラリー」制度(以下「制度」といいます)を普及し、地域教育プログラムの活性化と有効活用をはかるため、制度の検討、制度の構築などを掌ることを目的とします。

(構成)

3 委員会は、委員会の目的に賛同する機構個人会員および学生会員で構成します。

(委員長)

4 委員長は、機構幹事会が幹事のなかから選出します。ただし、機構会長、事務局長、事務局長補佐、会計並びに会計監査は委員長になることができません。

(職務)

5 委員長は、委員会を代表し、委員会の実務を統括します。

(任期)

6 委員長の任期は、機構幹事の在任期間とします。

(会議)

7 委員会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて開催します。

(招集)

8 委員会は、委員長が招集し、議長を務めます。

(所掌)

9 委員会は、機構幹事会から諮問された内容を審議し、原案を作成します。

(報告)

10 委員会は、審議結果を機構幹事会に報告します。

(解散)

11 委員会は、当初の目的を達成し、存続の必要がなくなったとき、機構幹事会の議決により解散することができます。

(改廃)

12 この細則は、機構幹事会の議決により改正あるいは廃止することができます。

附則

この細則は、2004年5月15日から施行します。

2 この細則は、2005年5月14日に改定し、翌日から施行します。

広報委員会運営細則 (2004年5月15日制定、2005年5月14日改定)

(名称)

1 本委員会は、「広報委員会」(以下「委員会」といいます)と称します。

(目的)

2 委員会は、「地域の学び推進機構」(以下「機構」といいます)が運営する「学びのポイントラリー」制度(以下「制度」といいます)を普及し、地域教育プログラムの活性化と有効活用をはかるため、制度の広報などを掌ることを目的とします。

(構成)

3 委員会は、委員会の目的に賛同する機構個人会員および学生会員で構成します。

(委員長)

4 委員長は、機構幹事会が幹事のなかから選出します。ただし、機構会長、事務局長、事務局長補佐、会計並びに会計監査は委員長になることができません。

(職務)

5 委員長は、委員会を代表し、委員会の実務を統括します。

(仟期)

6 委員長の任期は、機構幹事の在任期間とします。

(会議)

7 委員会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて開催します。

(招集)

8 委員会は、委員長が招集し、議長を務めます。

(所掌)

9 委員会は、機構幹事会から諮問された内容を審議し、原案を作成します。

(報告)

10 委員会は、審議結果を機構幹事会に報告します。

(解散)

11 委員会は、当初の目的を達成し、存続の必要がなくなったとき、機構幹事会の議決により解散することができます。

(改廃)

12 この細則は、機構幹事会の議決により改正あるいは廃止することができます。

附則

この細則は、2004年5月15日から施行します。

2 この細則は、2005年5月14日に改定し、翌日から施行します。

会費細則 (2014年5月16日改訂)

- 1 「地域の学び推進機構」(以下「機構」といいます)の年会費は次の金額とし、入会時あるいは毎年度はじめに納めます。
- (1) 個人会員 2,000円
- (2) 学生会員 1,000円
- (3) 賛助会員 10 10,000円 (10以上とします)
- 2 既に納めた会費は、理由を問わず返還しません。
- 3 この細則は、機構幹事会の議を経て、総会の議決により改正あるいは廃止することができます。 附則

この細則は、2004年5月15日から施行します。

地域の学び推進機構

http://www.chiiki-manabi.org/

〒113-0033 文京区本郷7-3-1 東京大学教育学研究科 市川研究室気付 TEL: 03-5841-3947 / FAX: 03-5841-3919 Email: chiiki@p.u-tokyo.ac.jp

「地域の学び推進機構」は、地域の子どもたちを対象とした教育プログラムの活性化をはかるために設立された市民団体です。子どもたちが地域のプログラムに参加することを促すための「学びのポイントラリー」制度の運営を行っています。

地域教育の活性化のためにともに活動してくださる機構会員や、登録してくださるプログラム実 施団体を募集中です。世代を超えた地域の学びの場を一緒に盛り上げていきませんか。

